

幼児教育・保育の質の維持・向上のための研究・研修運営業務 仕様書

1. 業務名

幼児教育・保育の質の維持・向上のための研究・研修運営業務

2. 業務目的

幼保連携型認定こども園要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針（以下「3要領」）を踏まえた幼児教育・保育の最新の知見の共有化は、教育・保育施設が質の高い幼児教育・保育を提供するうえで不可欠なものである。特に、本市では待機児童の解消を目的として新規施設の創設がすすめられ、幼児教育・保育の先進的な実践や知見の共有化は重要になっており、そのことを踏まえ、保育教諭等の専門知識及び技術を高める研究・研修を企画・実施し、幼児教育・保育の質の維持・向上を図ることを目的とする。

3. 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

4. 履行場所 研究会等の企画と人数に合わせた堺市内の会場を基本とする。

5. 業務内容

(1) 研究会・研修会の履行

プロポーザルによる企画提案に基づき、細部については本市と速やかに協議のうえ、事業計画を作成し、下記項目について詳細を決定のうえ研究会・研修会を履行する。

表 1 研究会

NO	研究会名	予定受講者	対象者	ねらい	開催回数
1	健康	30人	教育・保育現場での実践経験を有し、研究会での学びを今後の教育・保育に活かすことが期待できる 保育教諭 幼稚園教諭 保育士等	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養うための保育者の役割について考える。	5回
2	人間関係	30人		他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人と関わる力を養うための保育者の役割について考える。	5回
3	環境	30人		周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養うための保育者の役割について考える。	5回
4	言葉	30人		経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意識や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うための保育者の役割について考える。	5回
5	表現	30人		感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにするための保育者の役割について考える。	5回

表2 研修会

NO	研修会テーマ	予定受講者	ねらい
1	幼児教育におけるカリキュラム・マネジメント	150名	組織的、計画的にカリキュラム・マネジメントを展開する手立てを学びます。
2	幼児教育・保育施設でのクレーム対応とトラブルの解決	150名	保護者からのクレームなど、重大なトラブルに発展しないための手立てを学びます。
3	保育環境の見える化（AI・IOTの有効な活用）	150名	質の高い幼児教育・保育をすすめるうえで「見える化」の必要性について学びます。

① 講師の調整

- a. 研究会・研修会テーマに見合う企画及び講師（学識者等、教育・保育に対する見識を備えた者）の選定を行う。決定された講師に対し、事業趣旨と研究会・研修会のテーマ及び対象者の説明、講師謝礼金の交渉、日程調整等も含め、講座開催に必要な事項を調整のうえ事前確約をとる。なお、各研究会は5回とも同一の講師を選定する。
- b. 講師謝礼金の支払いに際しては、個人番号（マイナンバー）の収集、管理や源泉徴収について関係法令に基づき適切に行うとともに、講師に対しそれらの内容について説明を行う。
- c. 研究会・研修会開催日までにゆとりをもって、講師と連絡を取り、講師の来場方法や場所等を再確認しておく。
- d. 決定した講師が何らかの事情により都合が悪くなった場合は、可能な限り講座開催に支障がないよう代替案を至急提示し本市と協議する。

② 日程、会場の確保

（研究会）

- a. 開催時間は1日2時間程度とし、午後2時30分から午後4時30分の時間帯を主とする。
- b. 各研究会は遅くとも6月に1回目を開催し、講師より研究会のガイダンスを行う。以降4回は受講生の学びが深まるよう計画的に開催すること。
- c. 参加しやすい日程及び交通の利便性を考慮した会場を確保すること。
- d. 会場は事前に下見を行い、当日、設営にあたっては、事故等の未然防止対策に万全を期すること。

（研修会）

- a. 開催時間は1日2時間程度とし、午後2時30分から午後4時30分の時間帯を主とする。
- b. 各研修会は8月、11月、1月を目途に開催すること。
- c. 参加しやすい日程及び交通の利便性、受講予定数を考慮した会場を確保すること。
- d. 会場は事前に下見を行い、当日、設営にあたっては、事故等の未然防止対策に万全を期すること。

③ 研究会・研修会案内の送付

- a. 研修生等の参加を促進するため、研究会・研修会案内の方法や案内文の内容等を工夫すること。
- b. 研究会・研修会案内は、市内教育・保育施設に郵便またはファックス等により行い、申込みの受付についても電子媒体を含め工夫を行うこと。
- c. インターネットウェブサイトにて研究会・研修会案内を掲載し、広く通知すること。
- d. 申込みの締切日を過ぎても定員に満たない場合は、さらなる参加呼びかけに努めること。
- e. 申込み者が定員を超えた場合は、厳正かつ公正な手段により参加者を決定すること。

④ 当日の準備、作業等

- a. 研修等に使用するレジュメ等資料は、余裕をもって講師と打ち合わせを行い参加人数分に加え、本市分5部を用意すること。
- b. 講師等が当日に使用するパソコン、プロジェクター、スクリーン等必要な物品については、事

業者の責任で調達すること。

- c. 参加申込書を集計し、研修会等申込者の名簿を作成のうえ、開催前日までに本市へ提出すること。また研修会等出欠状況を記載した一覧表は、研修終了後に本市へ提出すること。
- d. 会場受付、講師対応、司会等については、接遇に十分注意を払うこと。
- e. 当日に講師及び受講者等から社会的に不適切な発言等があった場合は、訂正を行う等の処置をとるとともに、本市に発言等内容や処置内容等を書面により速やかに報告すること。

⑤ 参加者からのアンケート回収

研修会等参加者の感想等を把握するため、アンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は、本市と協議するものとし、回収したアンケートは原本とその集計結果を研修終了後 3 週間以内に本市へ提出すること。

⑥ 研究会におけるレポート等について

研究会で使用するレポート等を受講生から提出を受け活用する場合は受講生及び受講生の所属する施設の長に許可をもらうこと。また、そのレポートを受講生等に配布する場合は個人及び施設名が特定できないようイニシャル化するなどの工夫を行うこと。

(2) 資料集及び報告書の作成等

① 資料集の作成

各研究会の検討内容等を取りまとめた資料集及び研修会の講師レジュメ及び講義内容等を取りまとめた資料集をCD-ROMで200枚作成し、令和3年3月10日までに提出すること。

② 報告書の記載内容

- a. 事業計画に照らし合わせ、研修実施内容等が明確に把握できるよう報告書を作成する。
- b. 作成する報告書の記載内容は、事前に幼保運営課と打ち合わせするものとし、研修会等参加人数、研修内容、記録写真等を掲載するなど視覚的にもわかりやすい内容にすること。
- c. 報告書は、個人及び施設名が特定できないようイニシャル化するなどの配慮を行う。
- d. 報告書は決算報告書と合わせて、令和3年3月15日までに本市へ提出すること。

③ 著作権等の取扱

第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うこと。また、本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

④ 機密の保持

本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。なお、契約期間満了後も同様とすること。

⑤ 個人情報の保護

本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は、堺市個人情報保護条例（平成14年12月25日堺市条例第38号）を遵守すること。

6. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

7. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

8. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

9. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

10. 経費

人件費、受講生の募集にかかる経費、研修会場費、教材費、研修に要する設備・機材、講師謝礼金、講師交通費、資料集及び報告書作成費 など本幼児教育・保育の質の維持・向上のための研究・研修運営業務の範囲のすべての経費を受注者が負担するものとする。

11. その他

- (1) 天災等の場合における研修等実施の対応については、以下のとおりとする。
 - ①午前7時の時点で暴風警報、大雨特別警報が発令されている場合は日程変更とする。
 - ②午前7時から研修開始1時間前までに暴風警報、大雨特別警報が発令された場合又は発令されることが予測される場合は、本市及び受注者が双方で協議のうえ、日程変更する。
 - ③暴風警報、大雨特別警報が研修中に発令された場合や天災及び大規模な事故等が発生した場合は、本市及び受注者が双方で協議し、その都度中止や日程変更について定めるものとする。
 - ④中止、日程変更については、なるべく早い時点で受講生の各施設にファックス等で通知する。
- (2) 本仕様に定めのない事項については、本市及び受注者が双方協議して定める。